

住宅の小屋裏収納等の取り扱いについて

住宅の小屋裏収納、天井裏収納（ロフト形状含む、ただし当該部分の直下の天井高さが2.1m以上であるものに限る）及び床下収納の余剰空間の利用について、下記のとおり取り扱うものとする。

また、取り扱い開始時期については平成26年6月1日とする。

取り扱い条件

1. 小屋裏収納等の床面積は対象階の1/2未満とする。
また、面積は一般財団法人行政情報センター発行の建築確認のための基準総則集団規定の適用事例に基づき取り扱う。
2. 最高高さは1.4m（内法高さとする）以下とする。
3. 戸建住宅の小屋裏内に設置する収納の階段形式は問わないが、その他の収納は可動式階段及び梯子程度とする。
（固定階段は収納の床面積に算入し、建築基準法施行令23条～25条を守ること）
4. 意匠上あきらかに余剰スペースと判断出来る場所に設置する。
5. 小屋裏収納を設置する屋根については、軒高より屋根の頂部までの高さが他の階の横架材間の垂直距離を超えないこととする。（小屋組の横架材間の長さ \leq 各階の横架材間の長さ）
6. 開口部は収納面積の1/20以下（固定階段開口部含む）とし、屋外への出入りが出来ない形状とする。
7. 設備は電源程度の必要最低限とする。（アンテナ・LAN・空調等収納に必要がないものは認めない）
8. 階段の途中から入れるもの及び床レベルの横入り等、横から入れるものは認めない。
ただし、住宅型式性能認定が取れたもので、一般的な形状であると区が判断したものはこの限りではない。 ※事前相談にて判断します。
9. 許可申請及び認定申請等についても同様に取り扱う。
10. 共同住宅・長屋等における小屋裏収納等の扱いは、各住戸ごとに上記1～9に適合させる必要があります。

※旧取り扱いにつきましては、平成26年5月31日までに着手したものとする。